

「いずみさの鉄道フェスタ IN りんくうタウン」企画運營業務に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和8年6月

泉佐野市
教育部 生涯学習課

泉佐野市では、鉄道総合イベント「いずみさの鉄道フェスタ IN りんくうタウン」の企画運営等を一括して委託する事業者を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業目的

本事業は、昨年度より開催の鉄道総合イベント「いずみさの鉄道フェスタ IN りんくうタウン」を今年度もりんくうタウン駅ビル全館を会場として開催することにより、子どもから大人まで幅広い世代に鉄道に親しみ、「鉄道のまち泉佐野」の魅力を実感していただくとともに、集客効果によるまちの賑わいづくりと泉佐野市への移住定住に寄与することを目的とします。

2. 概要

(1) 業務名 いずみさの鉄道フェスタ IN りんくうタウン企画運營業務

(2) 業務内容

別紙仕様書に記載のとおり、イベントの企画・運営からイベントが終了するまでの間の一切の業務を実施します。なお、実際の実施にあたっては、今回の提案を基に、最終的には市との協議によって内容を決定します。

(3) 契約形態 委託契約

(4) 採択件数 1件

(5) 予算規模 限度額 12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとします。

(6) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(7) 成果物の納入 実施計画書及び事業報告書を泉佐野市に納入すること。

(8) 委託金の支払時期

原則として、事業終了後の支払いとなります。本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(9) 支払方法

業務実施について、仕様書に定められた事項を全て実施しているかを、現地確認、実績報告書及び事業報告書等に基づき内容確認を行い、原則、事業終了後の精算払いで支払います。仕様書に基づいて実施されているかを厳格に審査し、不履行となっている事項分については、支払の対象外となる場合があります。

3. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次の条件を満たす法人の単独企業又は複数の企業で構成されるグループ(以下「共同企業体」という。)とし、共同企業体で応募する場合、共同企業体の構成企業の中から、代表して応募手続きを行う代表企業を定めるものとする。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止措置が講じられている者でないこと。
- ⑥泉佐野市暴力団排除条例(平成24年泉佐野市条例第28号)第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ⑨業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑩過去に同種・同規模以上のイベント運営業務、または類似業務のいずれかの受託業務を有していること。

4. 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)午後5時必着

※休館日(7月6日(月))を除き、土・日曜日を含む各日

受付時間: 午前9時から午後5時

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年6月26日(金)から令和8年7月2日(木)午後5時まで9. 問い合わせ先のメールアドレスへ、法人名、担当者名、電話番号、メールアドレスをお送りください。質疑に関する回答については、質疑のあった事業者名は非公開としたうえで提出された質疑事項への回答をすべて取りまとめて、令和8年7月7日(火)に泉佐野市ホームページに掲載するものとします。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類各5部(正1部、副4部)を(4)のとおり提出してください。
 - ・プロポーザル参加申請書(様式1)
 - ・共同企業体結成届出書(様式2)

- ・共同企業体構成企業連絡先一覧(様式3)
- ・企画提案書(様式4)
- ・直近の財務諸表
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・法人登記簿謄本(写しでも可)

※共同企業体で応募する場合は、様式2、様式3と各構成企業の書類・資料も提出してください。

- ② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ⑤ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下へ提出してください。

〒598-0005 泉佐野市市場東一丁目2番1号
 泉佐野市 教育部 生涯学習課 鉄道のまち担当 宛て

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、要領等を熟読のうえ、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受付できません。郵送の場合、締切時刻までに届くよう期限に余裕をもって送付ください。

5. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。日時は別途通知いたします。応募多数の場合は、提案書等、書類による第一次審査を行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3. の応募資格を満たしているか。

② 提案内容が、1. の事業目的に合致しているか。

評価項目

項目	評価の視点	配点
業務実績 業務の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業と同様、もしくは類似事業について十分な実績を有しているか。 ・本事業に関する知見、知識等を有しているか。 ・実施スケジュールの合理性・妥当性があるか。 	15%
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道のまち泉佐野の魅力を発信できる企画内容であるか。 ・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・新規性や独自性のある内容となっているか。 	50%
実施体制 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・会場周辺の状況を十分に理解し、業務を円滑に遂行するための実施体制が組まれているか。 ・不測の事態にも対応できる体制であるか。 ・事業を実施するに当たって十分な財務状況であるか。 	15%
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・最低価格を満点とし、次順位以下は差額の割合により減点評価（ただし、申請者が1者のみの場合は、満点×60%の評価とする。） 	20%
合計		100%

- ・最高得点を取得した者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を契約候補者とします。さらに見積金額が同額の場合はくじ引きとします。
- ・申請者が1者であった場合でもその者について選定するものとし、基準点(60%)以上あれば契約候補者とします。

(3)選考結果の通知及び公表

契約候補者選定後、各申請者に対して文書で通知するとともに、泉佐野市ホームページにて結果を公表します。

6. 契約について

市は採択された申請者と委託契約の締結手続きを行います。**なお、今回の提案を基にイベントを実施しますが、採択決定後から委託契約締結までの間に、市との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。**また、契約保証金については、泉佐野市契約規則第32条の規定に従うものとします。実際の契約内容となる、別紙仕様書に記載の事項についても確認の上、応募してください。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もあります。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

7. 経費の計上

(1) 委託対象経費

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。この区分に基づいて、企画提案書5. 事業費総額を見積もってください。また、この事業費総額とその内訳が、実際の契約における積算根拠となります。なお、委託業務内にて歳入が発生する場合は、市の歳入となり、歳出金額と相殺することはできません。歳入は、提案書に別途計上してください。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するポスター・パンフレット等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例)・光熱水料(電気、水道、ガス) ・各種許認可申請等に係る費用
III. 再委託 ・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費(上限:10%、

Ⅲ. 再委託・外注費は一般管理費の対象外)

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 会場関連費(会場・会場内の光熱水費・備品等の借上料は市が負担します。)
- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等
(長机 28 台、パイプ椅子 70 脚、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係のない経費

8. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、泉佐野市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、泉佐野市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、泉佐野市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (4) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (5) 不測事態の状況により、本事業が中止となる可能性があることにご留意ください。本事業の契約後、事業の中止を含む変更が生じた場合は、本事業の契約者と協議のうえ、対応を取り決めます。

9. 問合せ先

〒598-0005 泉佐野市市場東一丁目2番1号
泉佐野市 教育部 生涯学習課 鉄道のまち担当
電子メール: shougaku@city.izumisano.lg.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話では受付できません。なお、送信の際は件名に必ず【鉄道フェスタ】と記載してください。無記載では回答できない場合があります。